

別紙 2.

「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに間接参加者および外国間接参加者の承認基準」中一部改正

- 別紙中の表 1. および 2. を横線のとおり改める。

表1. 申出者が参加者または間接参加者となることを希望する場合

申出者	基準	
	申出者が既に初回の決算を行っている場合	申出者が初回の決算を行っていない場合（申出者が新たに営業を開始しようとする場合を含む。）
銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第47条に規定する外国銀行支店を除く。）、長期信用銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫および労働金庫連合会	<p>(1) 直前の決算期末（中間期末を含む。）の連結および単体自己資本比率^(注1)が、国際統一基準が適用される者にあつては普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上、国内基準が適用される者にあつては4%以上であること。また、法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(2) 申出者の親会社が銀行持株会社である場合には、(1)に加え、直前の決算期末（中間期末を含む。）の銀行持株会社の連結自己資本比率^(注2)が、国際統一基準が適用される者にあつては普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上、国内基準が適用される者にあつては4%以上であること。また、法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(3) (1) および(2)において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、(1)または(2)に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。</p>	<p>(1) 申出者が申告する開業後3年間の決算期末（年度決算に限る。）の自己資本比率の見込み計数および資本バッファ比率の見込み計数が、各決算期末において、左の(1)および(2)に定める基準を満たすこと。</p> <p>(2) (1)において、資本バッファ比率の見込み計数が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、(1)に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。</p>
銀行法第47条に規定する外国銀行支店	<p>(1) 申出者を有する外国銀行がその母国において「バーゼルIII：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（平成22年12月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた法令による規制の適用を受ける者である場合には、直前の決算期末（中間期末を含む。）の自己資本比率^(注3)が普通株式等Tier1比率4.5%以</p>	<p>(1) 申出者が申告する開業後3年間の決算期末（年度決算に限る。）の自己資本比率の見込み計数および資本バッファ比率（申出者を有する外国銀行が左の(2)に該当する場合を除く。）の見込み計数が、各決算期末において、左の(1)から(3)までに定める基準を満たすこと。</p> <p>(2) (1)において、資本バッファ</p>

	<p>上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。また、当該外国銀行の母国の法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(2) 略（不変）</p> <p>(3) 申出者を有する外国銀行が上記(1)または(2)のいずれにも該当しない者である場合には、銀行法に準じて算出された直前の決算期末（中間期末を含む。）の自己資本比率が普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。また、銀行法に準じて算出された資本バッファ比率が、銀行法により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(4) (1) および (3) において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、(1)または(3)に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。</p>	<p>ァー比率の見込み計数が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、(1)に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。</p>
<p>金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)</p>	<p>(1) 略（不変）</p> <p>(2) 申出者が川上連結先（金融商品取引法第57条の2に規定する特別金融商品取引業者の場合において、その親会社が同法第57条の12に規定する最終指定親会社であるものをいう。(3) および右の(2)において同じ。)であるときは、(1)に加えて、イ. 直前の決算期末（中間期末を含む。）の連結自己資本規制比率^(注6)が普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本規制比率8%以上であること、または、ロ. 直前の決算期末（中間期末を含む。）の連結自己資本規制比率^(注7)が140%以上であること。</p> <p>(3) 申出者が川上連結先である</p>	<p>(1) 申出者が申告する開業後3年間の決算期末（年度決算に限る。）の自己資本規制比率の見込み計数が、各決算期末において、左の(1)、(2)または(3)までに定める基準を満たすこと。</p> <p>(2) 申出者が川上連結先である場合には、(1)に加え、申出者が申告する開業後3年間の決算期末（年度決算に限る。）の資本バッファ比率の見込み計数が、各決算期末において、左の(3)に定める基準を満たすこと。</p> <p>(3) (2)において、資本バッファ比率の見込み計数が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がない</p>

	<p>場合には、(1) および (2) に加え、<u>資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たすこと。</u></p> <p>(34) 略 (不変)</p> <p><u>(5) (3) において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、(3) に定める基準を満たすものとみなす。</u></p>	<p><u>ときは、(2) に定める基準を満たすものとみなす。</u></p>
<p>保険業法（平成7年法律第105号） 第2条第2項に規定する保険会社</p>	<p>} 略（不変）</p>	<p>} 略（不変）</p>
<p>法第2条第2項に規定する振替機関（日本銀行を除く。）</p>	<p>} 略（不変）</p>	<p>} 略（不変）</p>
<p>金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関および資金決済に関する法律第2条第6項に規定する資金清算機関</p>	<p>} 略（不変）</p>	<p>} 略（不変）</p>

表2. 申出者が外国間接参加者となることを希望する場合

申出者	基準	
	申出者が既に初回の決算を行っている場合	申出者が初回の決算を行っていない場合（申出者が新たに営業を開始しようとする場合を含む。）
母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（昭和63年7月バーゼル銀行監督委員会）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（平成16年6月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた法令による規制の適用を受ける者	直前の決算期末（中間期末を含む。）の自己資本比率 ^(注11) が、申出者の母国において申出者に適用される法令により定められた水準の基準を満たすこと。	申出者が申告する開業後3年間の決算期末（年度決算に限る。）の自己資本比率 ^(注11) の見込み計数が、各決算期末において、左に定める申出者の母国において申出者に適用される法令の基準を満たすこと。
母国において「バーゼルIII：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（平成22年12月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた法令による規制の適用を受ける者	<p>(1) 直前の決算期末（中間期末を含む。）の自己資本比率^(注12)が、普通株式等Tier1比率、Tier1比率および総自己資本比率（ただし、申出者の母国において申出者に適用される法令による規制により算出が求められているものに限る。）の区分に応じ申出者の母国において申出者に適用される法令により定められた水準の基準を満たすこと。また、申出者の母国において申出者に適用される法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率^(注13)が、当該法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(2) (1)において、資本バッファ比率^(注13)が申出者の母国において申出者に適用される法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、(1)に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。</p>	<p>(1) 申出者が申告する開業後3年間の決算期末（年度決算に限る。）の自己資本比率^(注12)の見込み計数および資本バッファ比率^(注13)の見込み計数が、各決算期末において、左の(1)に定める普通株式等Tier1比率、Tier1比率および総自己資本比率（ただし、申出者の母国において申出者に適用される法令による規制により算出が求められているものに限る。）の区分に応じ申出者の母国において申出者に適用される法令の基準を満たすこと。</p> <p>(2) (1)において、資本バッファ比率^(注13)の見込み計数が申出者の母国において申出者に適用される法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、(1)に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。</p>
母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（昭和63年7月バーゼル銀行監督委員会）、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（平成16年6月バーゼル銀行監督委員会）または「バーゼルIII：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（平成22年12月バーゼ	直前の決算期末（中間期末を含む。）における財産の状況が、申出者の母国において法第44条第1項第13号に規定する免許または登録その他これに類する処分に関して申出者に適用される財務の健全性基準を満たすこと。	申出者が申告する開業後3年間の決算期末（年度決算に限る。）の財産の状況の見込みが、各決算期末において、左に定める法第44条第1項第13号に規定する免許または登録その他これに類する処分に関して申出者に適用される財務の健全性基準を満たすこと。

ル銀行監督委員会)に基づき定められた法令による規制の適用を受けない者 <small>(注13,14)</small>		
--	--	--

(注1) }
 (注2) }
 (注3) }
 (注4) }
 (注5) }
 (注6) } 略 (不変)
 (注7) }
 (注8) }
 (注9) }
 (注10) }
 (注11) }
 (注12) }

(注13) 自己資本比率のうち申出者の母国において申出者に適用される法令において資本バッファーとして取扱うことが認められる自己資本部分にかかる比率またはこれに準ずるものをいう。

(注 13,14) 申出者の母国において当該法令による規制が存在しない場合を含む。